

## 質問書に対する回答

### 件名)首都圏中央連絡自動車道 牛久高架橋(鋼上部工)工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
1		架設計画図に示される、架設用クレーンについて、現段階で全箇所の据付可能位置を特定するのは困難です。詳細検討の結果によりクレーン能力を変更する必要が生じた場合、変更協議をさせていただくと考えてよろしいでしょうか。	架設計画図は参考であり、架設計画については受注者に任意性のあるもののため、詳細検討にて変更が生じた場合でも変更協議の対象とはなりません。 ただし、設計図書に示す条件に変更があった場合は変更協議の対象となります。
2		架設計画図に示される、架設用クレーンのアウトリガ一箇所の地盤養生方法について、現段階で全ての個所の地耐力を想定するのは困難です。 詳細検討の結果により、変更協議をさせていただくと考えてよろしいでしょうか。	架設計画図に示すクレーンに対しての地盤養生(置き換え)は本工事に含まれません。 なお、詳細検討の結果により、監督員が必要と判断した場合は変更協議の対象となります。
3		特記仕様書6. に示される関連施設との協議の結果、施工方法や工程に影響が生じる場合は変更協議をさせていただくと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。
4		特記仕様書12-2に示される通り、工事用道路は共同使用となります。他工事との調整の結果、施工方法や工程に影響が生じる場合は変更協議をさせていただくと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。